

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
当座預金（福祉金庫）	北海道銀行洞爺支店		低所得世帯に対する応急資金			213,439
普通預金（一般会計）	伊達信用金庫虻田支店		回転資金			1,137,849
普通預金（信金預り金）	伊達信用金庫虻田支店		社会保険料等一時預り金			1,272,818
普通預金（ホームヘルプサービス）	伊達信用金庫虻田支店		介護保険事業利用者利用料一時預り金			6,474
定期預金（郵便局）	ゆうちょ銀行		回転資金			200,000
			小計			2,830,580
未収金	本所・支所		介護保険・利用料など			4,943,954
前払金	本所		リサイクル費用			10,610
前払費用	本所・支所		リサイクル費用			35,870
仮払金	本所・支所		事業に対する保険料として			133,110
			流動資産合計	0	0	7,954,124
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	伊達信用金庫虻田支店		基本財産			1,000,000
			基本財産合計	0	0	1,000,000
(2) その他の固定資産						
車輦運搬具	日産ウイングロード（共同募金）		移動支援事業に使用のため	1,658,890	1,658,889	1
	除却		廃車のため	-1,658,890	-1,658,889	-1
	スズキワゴンR		移動支援事業に使用のため	1,240,520	1,240,519	1
	トヨタセレナアンシャンテ		デイサービス事業に使用のため	1,221,769	1,221,768	1
	三菱ミニキャブ		ホームヘルプ事業に使用のため	1,077,000	1,076,999	1
	スズキアルト		ホームヘルプ事業に使用のため	947,473	947,472	1
	ニッサンセレナ（ウエルキャブ）		デイサービス事業に使用のため	3,038,240	1,775,851	1,262,389
	ホンダステップワゴン		移動支援事業に使用のため	1,812,600	958,562	854,038
	ダイハツミライース		生活支援整備事業に使用のため	965,143	703,747	261,396
	ダイハツミライース（ヘルパー）		ホームヘルプ事業に使用のため	938,380	625,586	312,794
	トヨタハイエース（ルディイキャブ）		移動支援事業に使用のため	4,166,718	1,159,735	3,006,983
	トヨタ कोरोラフィルター（共同募金）		移動支援事業に使用のため	1,861,435	284,954	1,576,481
			小計			7,274,085
器具及び備品	本所・支所		パソコン・テレビ等	1,847,636	1,733,099	114,537
交通遺児基金（郵便局）	ゆうちょ銀行		交通遺児のため			80,000
社会福祉事業基金（信金）	伊達信用金庫虻田支店		社会福祉事業のため			3,294,473
社会福祉事業基金（JA）	どうや湖農協		社会福祉事業のため			500,000
福祉金庫貸付金	北海道銀行洞爺支店		福祉金庫貸付残			577,000
退職手当積立基金預け金	北海道民間共済会		職員退職金			6,854,135
			その他の固定資産合計	19,116,914	11,728,292	18,694,230
			固定資産合計	19,116,914	11,728,292	19,694,230
			資産合計	19,116,914	11,728,292	27,648,354
II 負債の部						
1 流動負債						
未払金	本所・支所					1,280,343
預り金	本所・支所					830,093
			流動負債合計	0	0	2,110,436
2 固定負債						
退職給付引当金	北海道民間共済会					6,854,135
			固定負債合計	0	0	6,854,135
			負債合計	0	0	8,964,571
			差引純資産	19,116,914	11,728,292	18,683,783

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてのみ「減価償却累計額」欄に記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。